

# 災害時における物資供給に関する協定書

倉 吉 市

株式会社いなし

## 災害時における物資供給に関する協定書

倉吉市（以下「甲」という。）と株式会社いない（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、暴風、豪雨その他の原因により生ずる被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲及び乙が協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

### （供給の要請）

第2条 甲は、災害時において次に掲げる物資を調達する必要があると認めるときは、乙に当該物資の供給を要請することができる。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

2 前項の規定による要請は、調達する物資の品名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （物資の供給）

第3条 乙は、甲から物資の供給を要請されたときは、調達可能な物資を甲に優先的に供給するものとする。

2 乙は、物資を供給したときは、速やかに、その供給の状況を甲に報告するものとする。

### （引渡し等）

第4条 乙は、甲が指定する場所において物資の引渡しをするものとする。ただし、乙は、甲が指定する場所において引渡しをすることができない場合は、甲が定める方法により引渡しをするものとする。

2 甲は、前項の規定により乙が物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

### （費用の負担）

第5条 甲は、第3条第1項の規定により乙が供給した物資の代金及び乙が行った引渡しの経費（以下「費用」という。）を負担するものとする。

2 甲及び乙は、災害時直前の物資の小売価格等を基準として、費用の額を決定するものとする。

### （費用の支払い）

第6条 甲は、乙の請求により費用を支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

### （情報交換）

第7条 甲及び乙は、災害時に備え、相互の連絡体制、物資の供給等についての情報交換を行うものとする。

### （協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定は、この協定の締結の日から効力を有するものとする。

2 この協定は、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知したときにその効力を失うものとする。

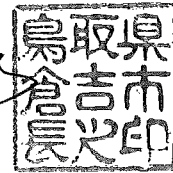
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年5月2日

鳥取県倉吉市葵町722番地

甲 倉吉市  
倉吉市長

石田耕太郎



鳥取県倉吉市河原町1770番地

乙 株式会社いない  
代表取締役

稲井範行



別表（第2条関係）

災害時における緊急対応可能な物資

| 品種       | 主な品目   |
|----------|--|
| 作業用品等    | 作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク<br>長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、スコップ<br>ホースリール                   |
| 日用品等     | 毛布、タオル、割り箸、使い捨て食器、ポリ袋、アルミホイル<br>ラップ、ウェットティッシュ、衛生用ポリ袋、バケツ、モップ<br>デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ |
| 飲料等      | 飲料水（ペットボトル）、ポリタンク  |
| 暖房機器等    | 大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ  |
| 電気、ガス用品等 | 投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ   |
| トイレ等     | ミニトイレ  |